

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年2月20日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年3月11日から同月31日まで縦覧に供する。

平成26年3月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
満濃町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 大向上主流地区	まんのう町建設土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 平野幹線地区	〃